

令和6年度
いじめ防止基本方針
(令和6年3月改訂)

矢巾町立不動小学校

不動小学校いじめ防止基本方針（令和6年3月改訂）

矢巾町立不動小学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え

1 いじめの問題に対する基本的な考え

不動小学校は、学校経営方針の冒頭に、「新しい教育の理念を尊び、集団の中で児童一人一人に未来社会を切り開く力（資質・能力）を育てることを経営の基調とする」と掲げている。これは、どの子どもも大切にされ、健全な子ども集団の中で、学び、遊び、体験し、将来にわたって「生きる力」を培ってほしいと願い、掲げたものである。

しかし、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、「いじめの問題」に学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭・地域・関係機関等の協力を得ながら、児童にいじめを絶対許さないという意識と態度を育てていくことが大事である。

不動小学校では、全職員がいじめの問題に対する感度を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むため「不動小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第1条 総則 第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 いじめ対応の基本姿勢

- (1) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。些細な兆候でもいじめを疑い、積極的にいじめを認知する。
- (2) いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- (3) いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないか どうか確認する）、という二つの

要件が満たされていることを指す。

- (4) 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第 23 条第 1 項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- (5) 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

5 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

法第 8 条において、学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行うことが責務であると規定された。それまでは、いじめが起った後の「対処」に焦点が当てられがちでしたが、「未然防止」→「早期発見」→「対処」という順序が明確に示されたと言える。この対応のプロセスは、図 9 に示した生徒指導の 4 層の支援構造である、①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応の生徒指導と重なるものである。

具体的には、全ての児童生徒を対象に、①発達支持的生徒指導として、人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけたり、②課題未然防止教育として、道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行ったりする。

さらに、③課題早期発見対応として、日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努める。予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を心がける。同時に、学校いじめ対策組織へ状況を報告し、継続的な指導・援助が必要な場合は、④困難課題対応の生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメント（→ 3.4.2 (1) 困難課題対応の生徒指導及び課題早期発見対応におけるチーム支援）に基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進める。保護者とも連携しながら、被害児童生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童生徒への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しなどが目指される。図 9 いじめ対応の重層的支援構造 各学校においては、いじめの認知率を高め、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、次の段階の取組として、いじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけることが求められる。



Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 一人ひとりの良さが認められ、信頼とルールに支えられた学校・学級経営に努める。
- (2) 自己肯定感を高める教育活動を推進する。
- (3) 傾聴と共感的受容の態度を持って教育相談を行い、児童理解及び保護者理解に努める。
- (4) 多様な教育活動を通して、児童が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することを重視し、次の生徒指導の実践上の視点（①自己存在感の感受、②共感的な人間関係の育成、③自己決定の場の提供、④安全・安心な風土の醸成）を大切にする。
- (5) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (6) 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ」に敏感な人権感覚をもつように努める。
- (7) 問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することのできる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用し、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人眼関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えた合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「教育相談」を通して、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会の設置

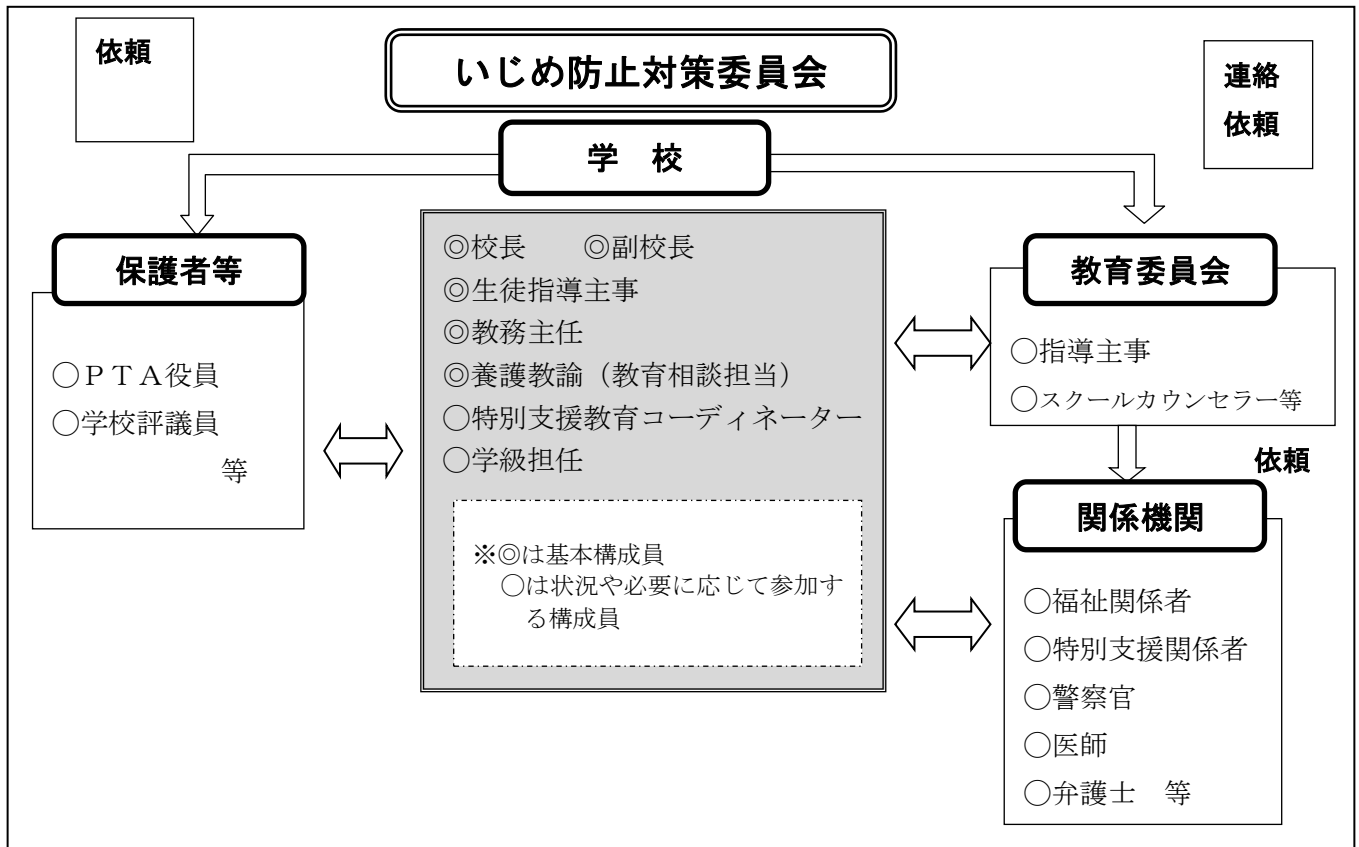
本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

ア 目的

本委員会は学校におけるいじめ防止の中核的な組織として、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実行的に行う。

イ 構成

委員会の構成員は、以下の通りとして、状況や必要に応じて構成員の招集や傘下の依頼を行う。



(2) 取組内容

- ①年間指導計画（いじめアンケートや教育相談週間、道徳科や学級活動等におけるいじめ防止の取組など）の作成
- ②校内研修の企画・実施
- ③いじめの相談・通報の窓口
- ④情報の収集・整理・記録・共有
- ⑤進んで報告・相談できるような環境整備
- ⑥いじめの疑いのある情報があった場合の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携
- ⑦いじめ防止基本方針の点検（PDCA サイクル）

(3) 開催時期

学期1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 児童の主体的な取組

- (1) 児童会による「いじめゼロ宣言」等の取組
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組
（なかよし学級・なかよし遊び・なかよし清掃・なかよし奉仕活動等）
- (3) 挨拶運動の実施（学期始めの「2」の付く日）

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページや学校通信に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。

(3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。

【例】「いじめのサインに敏感に!」: 元気がない、体調不良、食欲不振、持ち物がなくなる等、いつもと違う子どもの変化に気づいてもらうための内容 など

(4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(1) 生徒指導に関する校内研修会

年2回(8月、1月)

7 いじめ防止等のための年間計画(矢巾町立不動小学校)

月	教職員等	防止対策・早期発見
4	○いじめ防止対策委員会 ・基本方針 ・活動計画 ○PTA総会・学級懇談会等における保護者啓発 ○児童の携帯電話等所持調査	・基本的学習習慣づくり ・家庭訪問 ・児童総会 ・各学級児童個人写真撮影
5	○児童を対象としたアンケート調査 ○アンケート後に「なかよし面談」を実施(全児童対象) ・アンケートの気になる記載について児童から聞き取る。	・運動会等の取り組みによる人間関係づくり
6	○高学年と保護者対象の「情報メディアに関する学習会」の実施	・修学旅行・自然教室等の班編制の際の人間関係づくり ・地区懇談会
7		・保護者との個別面談
8	○いじめ問題への取り組みについてのチェックポイントによる自己診断 ○生徒指導に関する校内研修会 ○いじめ防止対策委員会	
9	○「心とからだの健康観察」実施	・陸上記録会等の取り組みによる人間関係作り
10	○保護者を対象としたアンケート調査	・学習発表会等の取り組みによる人間関係づくり ・「心とからだの健康観察」の活用
11	○児童を対象としたアンケート調査 ○アンケート後に「なかよし面談」を実施(全児童対象) ・アンケートの気になる記載について児童から聞き取る。	・人権教室

12	○いじめ問題への取り組みについてのチェックポイントによる自己診断	・保護者との個別面談
1	○生徒指導に関する校内研修会 ・保護者アンケートをもとにした情報共有	
2	○保護者を対象としたアンケート調査 ○児童を対象としたアンケート調査 ○アンケート後に「なかよし面談」を実施（全児童対象） ・アンケートの気になる記載について児童から聞き取る	・6年生を送る会
3	○いじめ防止対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度計画	・小中連携を踏まえた、中学校への引き継ぎや卒業対策 ・幼・保・小連携会議の情報を考慮した上での新入生入学準備

※緊急事案発生時には、迅速に「いじめ防止対策委員会」を設置し、対応にあたる。

※日常の観察及び教育相談（相談ボックス含む）については通年で行うものとする。

※毎月の職員会議の中で「気になる児童」の情報交換を行うこととする。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は、日記や連絡帳等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、運動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象としたアンケート調査 年3回（6月、10月、2月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年2回（10月、2月）
- (3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 児童アンケート調査後の「なかよし面談」

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があること

を十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。
本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談（児童生徒及び保護者）・・・生徒指導主事・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・・・養護教諭・教育相談担当
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・学校または紫波警察署生活安全課
019-671-0110

<各種関係機関相談窓口>

- 矢巾町教育委員会の相談窓口・・・・・・・・・・019-611-2644
- 岩手県立総合教育センター ふれあい電話・・・・0198-27-2331
- 岩手県教育委員会いじめそうだん電話・・・・019-623-7830
メール相談アドレス・・・・・・・・ fureai@pref.iwate.jp
- 全国共通 24 時間いじめ相談ダイヤル・・・・0570-078310
- 自殺予防いのちの電話・・・・・・・・・・0120-735-556
- 子どもの人権ホットライン・・・・・・・・・・0120-007-110

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) 法律上のいじめの定義にあてはまるものを積極的に認知し、いじめの見逃しゼロを目指す。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (3) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (4) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (5) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続

的に行う。

- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、学級や学校から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、矢巾町教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

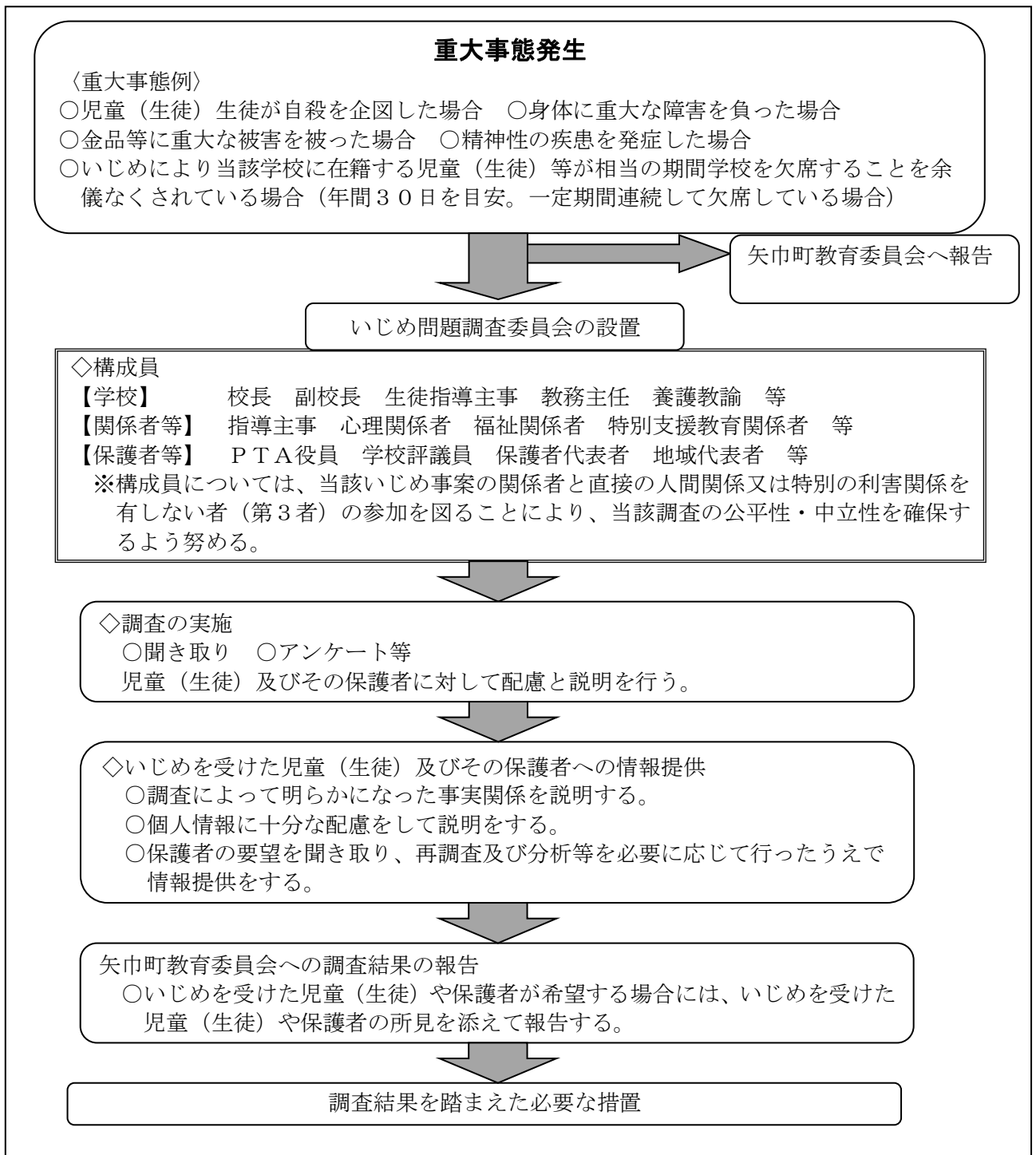
- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、矢巾町教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、ゲーム機器等（W i - F i 環境）が大部分であることから、アクセス制限などの家庭の協力を得る。
- (4) 授業参観等に、保護者対象の「情報メディア学習会」を設定し、ネットの危険性などを学ぶ場とする。また、高学年の児童を対象にした学習会も実施する。

V 重大事態への対処

1 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第5章 総則 第28条1項）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態への対処（学校が調査の主体となる場合）



3 重大事態への対処(矢巾町教育委員会が調査の主体となる場合)

矢巾町教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

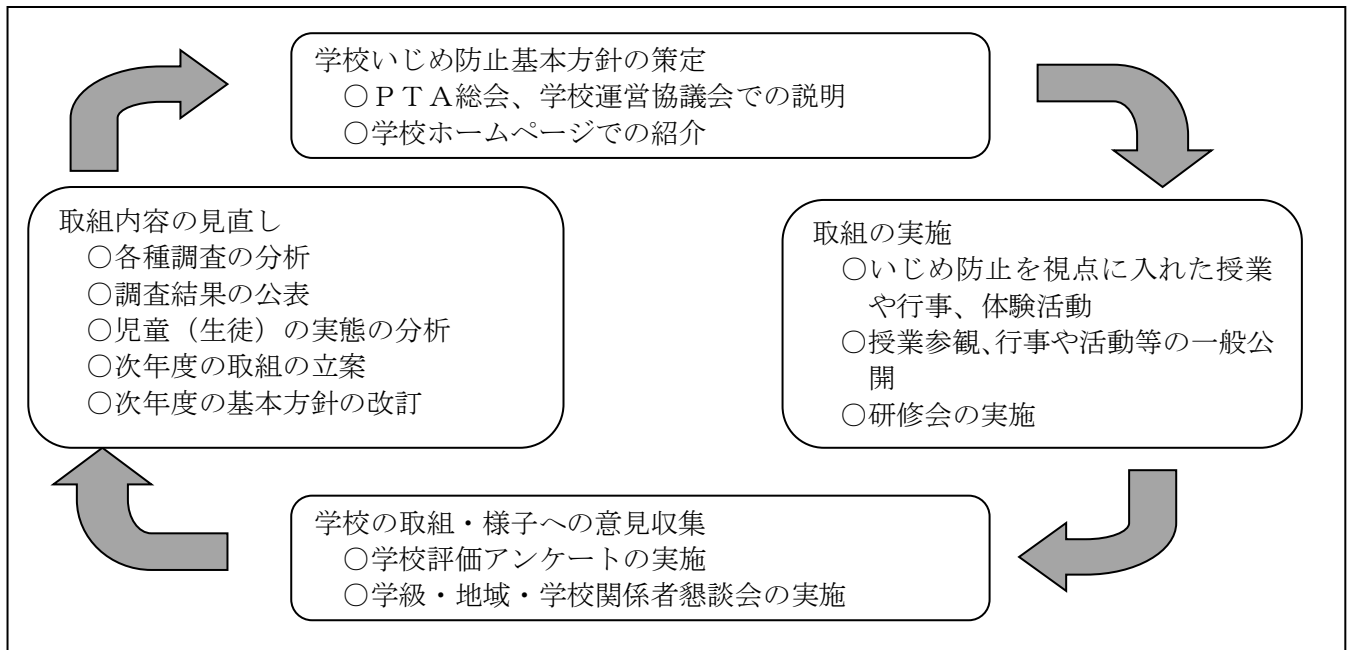
VI 学校評価

1 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、「まなびフェスト」の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

2 学校の取組の検証体制



VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。

また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。